

平成29年度第6回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会会議録

議題	<p>(1) 指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について</p> <p>(2) 指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針の見直しについて</p> <p>(3) その他</p>
日時	平成30年2月13日(火) 午後3時00分 開会 午後5時15分 閉会
場所	市役所本庁舎6階 理事者控室
出席者氏名	<p>藏田幸三委員長、山本裕子副委員長、池内忠弘委員 (事務局)</p> <p>事務局17名</p> <p>秋元理事兼企画部長、青柳行政改革推進室長、安西室長補佐、土井主任</p> <p>(議題1関係課・文化生涯学習課)</p> <p>鈴木文化生涯学習部長、関山文化生涯学習課長、関主幹、辻担当主査</p> <p>(議題1関係課・スポーツ推進課)</p> <p>大川スポーツ推進課長、浅井課長補佐、青木主任</p> <p>(議題1関係課・福祉政策課)</p> <p>熊澤福祉部長、吉川福祉政策課長、服部主幹、小間主任</p> <p>(議題1関係課・公園緑地課)</p> <p>深瀬公園緑地課長、興津主任</p>
欠席者氏名	池澤龍三委員
資料	<p>平成29年度第6回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会次第</p> <p>【資料1】平成28年度 指定管理業務総括評価票</p> <p>【資料2】「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針」の見直しについて</p> <p>【資料3】「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに</p>

	関する指針」(改訂前) 【別紙1】指定管理業務月次報告書 参考様式 【別紙2】指定管理業務年次報告書 参考様式 【別紙3】指定管理業務実地調査票 【別紙4】指定管理業務総括評価票 【当日配布資料】第6回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会 議 題1の進行について
会議の公開・非公開	公開
傍聴者数	なし

(開会)

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

皆様、こんにちは。それでは定刻となりましたので平成29年度第6回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、行政改革推進室長の青柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の委員会につきましては、指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果及びモニタリングに関する指針の見直しについてご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

欠席のご連絡ですが、池澤委員よりいただいております。

「茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則」第6条2項に従い、本委員会委員4名のうち現在3名出席で過半数となるため、本会議が成立していることをご報告します。

続きまして、本日出席しております事務局職員ですが、指定管理者制度全般を所管する行政改革推進室に加えまして、施設所管課として文化生涯学習課、公園緑地課、スポーツ推進課、福祉政策課が出席させていただいております。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

【配布資料確認】

それでは会議の進行につきましては、茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会規則に基づき、藏田委員長にお願いいたします。

(藏田委員長)

それでは、引き続き会議を進めさせていただきます。

まず、議事録署名人を指名させていただきます。

審議会等の長と、審議会等の長が指名した委員が署名するということでございますので、名簿順で山本委員にお願いしたいと思います。

(山本副委員長)

了解いたしました。

(藏田委員長)

それでは、山本委員、議事録署名人をお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、はじめに議題の1 「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

議題1 「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について」

(事務局) (安西室長補佐)

それでは、事務局より、議題の1 「指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果について」ご説明をさせていただきます。資料は、お手元にお配りの資料1を使わせていただきます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

これまで、本市指定管理者制度の導入施設におけるモニタリングの実施結果につきましては、資料1の中身となっております各施設ごとの指定管理業務総括評価票を作成いたしまして、冊子形式の指定管理者制度導入施設におけるモニタリング結果報告書として取りまとめて公表させていただくとともに、本委員会委員の皆様に対してもお配りさせていただいておりました。

しかしながら、本市において指定管理者制度導入が開始されて一定期間が経過をし、また、適切かつ確実なサービスの提供が各施設で確保されているかの確認をより一層強化していくことに鑑み、今年度より指定管理業務総括評価票につきましては、各施設所管課から提出されたものを取りまとめた段階で、本委員会にお諮りをしてご意見をいただくとともに、一部の施設につきましては、施設所管課より総括評価票に基づく口頭での報告をさせていただきますことといたしました。

今回、口頭での報告をさせていただく施設の対象は、原則として、来年度平成30年度に次期の指定管理者の選定を予定している施設、こちらを第一優先とするとともに、各年度において報告対象となる施設に偏りが出てしまうことに鑑み、再来年度に選定を予定している施設についても一部前倒しで今回の対象施設とさせていただいております。今回の対象施設及び報告の順番につきましては、お手元にごございます当日配布資料をご参照くだ

さい。

なお、本件に係る今後の予定といたしましては、本委員会でご意見をいただいた後に、必要な修正等を行った上で、今年度中に市ホームページ等で公表してまいります。

事務局からの説明は以上となります。

引き続き施設所管課からの説明といたしまして、文化生涯学習課より順にご説明をさせていただきます。

《藏田委員長》

ありがとうございました。それではまず、茅ヶ崎市民文化会館のモニタリング結果について施設所管課である文化生涯学習課より説明をお願いします。

(事務局) (関山文化生涯学習課長)

文化生涯学習課長、関山と言います。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

今回、対象になっているのは、茅ヶ崎市民文化会館になります。資料1、45ページをお開きください。

茅ヶ崎市民文化会館につきましては、平成27年度から30年度までの4年間、指定管理期間で、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団が指定管理者として業務を行っているところでございます。次期指定管理期間は、31年度からになります。28年度は、指定管理期間の2年目となります。茅ヶ崎市民文化会館は、29年3月から30年7月まで改修工事を実施し、2カ月の準備期間を経て、30年10月にリニューアルオープンを予定しています。28年度につきましては、閉館期間前の時期になりますので、指定管理者である茅ヶ崎市文化スポーツ振興財団とは綿密に事務打ち合わせを行い、連絡調整をさせていただきますところ です。

それでは、総括評価票、主な部分についてご説明させていただきます。

1の実施体制です。まず、連絡調整ですが、先ほども申し上げましたとおり、28年度の3月から耐震補強及び改修工事実施のため、全館休館となりました。この期間をむかえるに当たっての財団との連絡調整を密に行ったところでございます。

それから、次ページにいきます。46ページになります。2の内容・水準、利用者対応についてです。こちらにつきましては、文化会館は1年前からの予約受付をしておりますが、予約中止をするに当たって、財団との連絡調整を行い、利用者に不便がないような形で適切に案内を行ったところでございます。

それから、環境配慮についてご説明いたします。こちらでは、契約電力数を650キロワットから580キロワットへ変更する提案を財団のほうよりいただいております。26

年度にも市民ロビーの照明のLED化、また、契約電力数の変更を700キロワットから650キロワットにしたところでございます。こちらにつきまして、環境部のほうより茅ヶ崎市エコ管理賞を受賞しておりました。契約変更を行いました、もう少し落とせるのではないかとのご相談をいただき、28年度については650キロワットから580キロワットへ変更したものでございます。

それから、利用者アンケートです。利用者アンケート調査を実施しております。こちらについては、29年2月に実施しているものでございます。この結果をもって、その後の事業検討に活かし、更なるサービス向上を図ることを期待したものでございます。

それから、その下の利用状況です。ホールの稼働率が依然高いということを記載させていただいておりますが、大ホールは86.7%、小ホールは90.0%という稼働率でございました。

その下の総合評価についてご説明させていただきます。文化会館については、施設の間取りの変更ですとか、開館時間の変更ですとか、そういうことがございましたので、29年3月に条例改正のことについて議会のほうに条例改正の提案をさせていただいたところ、その部分につきましては、施設管理をしております財団、また設備の関係でお願いしております外部事業者との調整を行い、条例改正のほうに反映させてきたものでございます。

29年度につきましては、30年度のリニューアルオープンに向けた運用についての調整が必要となっております。28年度に調整したことが29年度をむかえ、財団の事業展開、また設備設計等へのご意見等もいただいたところでございます。

文化会館自体は、29年3月から閉館をしております、茅ヶ崎市体育館のほうに事務所を移転しており、事業を継続して行っているところでございます。事業につきましては、閉館期間中であっても、アウトリーチを積極的に行っているところでございます。

説明については以上になります。よろしく申し上げます。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。

茅ヶ崎市市民文化会館のモニタリング結果について、今、説明がございましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。池内委員、お願いします。

(池内委員)

アウトリーチ、具体的にどういうことをやっておられますか。

(事務局) (関山文化生涯学習課長)

アウトリーチ自体は29年度になってからなんですけれども、市役所本庁舎の市民ふれあいプラザでコンサートを行っております。明日も開催されるのですが、ピアノですとかバイオリン、あとはコーラスですとか、そういうプロの方をお呼びして行っております。毎回盛況でして、椅子席を100ほど用意しておりますが、立ち見が出るほどの人気でございます。このことにより、本物の文化芸術が身近なところで、それも無料で楽しんでもらえるという取組みになっております。

(池内委員)

指定管理者のほうで計画されてやっておられるということでもいいんですか。

(事務局) (関山文化生涯学習課長)

そうです。

(藏田委員長)

ほか、いかがでしょうか。

(山本副委員長)

今お話しいただいた市役所の1階のホールのところでやっているコンサートについては、私もすごくいいなと思って、一体どこでやっているのかと思っていました。すごくいい取組みとっておりますので、これからも続けていただきたいと思います。

(事務局) (関山文化生涯学習課長)

ありがとうございます。市民ふれあいプラザで主にやっているのですが、地域に出向きましても行っております。例えば、里山公園ですとか、ハマミーナですとか、市内全域でそういう機会を設けられるような形でやっております。これにつきましては、開館後についても、数は少なくなってしまうと思われませんが、継続してやっていただけるようにこちらでは要請をしております。

(山本副委員長)

ありがとうございます。今後ともぜひそれは続けていただきたいと思っておりましたので、よろしくお願ひします。

(藏田委員長)

ほか、いかがでしょうか。

私のほうから2点ほど。1点目は、報告の最後の総合評価を含めてのところなんですが、同じ所管が担当されていらっしゃる美術館ですとか、その他と比べて内容がかなり見劣りすると思っております。その点、どのような所見を持っていらっしゃるのかということと、2点目は、こちらは前は非公募だったと思います。今度の30年度の選定に向けて非公募にせざるを得ないやむを得ない理由等があれば、その点についての見解をお伺いしたいと思います。

(事務局) (関山文化生涯学習課長)

一つ目のご質問についてですが、文化会館は先ほども申し上げたように、現在閉館中という部分がかかなり多くのウェイトを占めている年であったということが、所管課、財団のほうにも言えるところがありまして、その部分に注力した結果の記載となっております。

(藏田委員長)

申し上げたいのは、仮にそうだととして、調整をされたというご説明がありましたけれども、通常であれば、そういった部分でどういう点が工夫をされて、どこまで改修工事を含めて指定管理者が担って、市が担ったのかということが、この文面からは全くないのでわかりません。閉館中だからこそやらなければいけないことは、まさにアウトリーチだけに限らず、あるというふうに思います。

(事務局) (関山文化生涯学習課長)

今回、条例改正をしたのですが、その部分については、利用者の方のご意見、それから、管理者としてのご意見を伺ったところがございます。利用者アンケートから開館時間を今回30分ほど増やしました。それから、これまで毎週月曜日に閉館をしていたのですが、これも大幅に見直しまして、月1回の月曜日のみを休館としました。また、使用区分ですが、午前、午後、夜間区分がありますけれども、この時間的な幅についても、財団のご意見も伺いながら見直したところがございます。

また、文化会館は改修という形になりますので、経年劣化をした備品等をどのように廃棄して、何を生かしていくのかということについても、現場でよく知っている財団の意見を聞きながら調整したところがございます。

もう一つのお話ですが、非公募による選定については、今回、市のほうでは、「時代に即した行政経営の基本方針2017(C3成長加速化方針)」を策定しました。財団のほうにつきましては、経営改善という部分で、市のほうからは以前からも働きかけをしてきたところがございますが、今回、これらの方針に基づいて、さらに一歩進んだ形で推進していくということになりました。財団にもその点を伝え、今回、財団から改革アクション

プランというものを提出していただいたところでございます。

経営改善という部分につきましては、もう一步進んだ形の経営改善に取り組み、そのあとの公募化という形をとりたいと考えておりますので、今回は非公募という形に現在なっております。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

追加で申し上げますと、今度、公募ということであれば、これまでは非公募だったので、市の中のことだけ見ていけばよかったと思いますけれども、近隣他市と比べてどうなのか、この評価の中にもあってしかるべきかと思います。今おっしゃったようなことが、茅ヶ崎市のこれまでやってきたものからすれば改善かもしれませんが、茅ヶ崎市の文化行政としてどこを目指し、それに対してどういう形でのお願いをするのかということ、市としての考えと、指定管理者としての力量の部分をすり合わせていかないと、なかなか思った方向には行かないと思います。その点については、今おっしゃったようなことなどを含めて、モニタリング報告書の中に加えていただくことが、市民に対する説明にもなると思いますし、関係者に対する説明責任だと思いますので、そこは留意していただければと思います。

それでは、以上で市民文化会館についての質疑のほうは終了とさせていただきます。

続いて、茅ヶ崎市営プールと柳島しおさい公園のモニタリング結果について、施設所管課である公園緑地課のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

公園緑地課からのご報告は3案件でございます。まず2件が指定管理の期間が平成30年度までというところで、殿山水泳プールと浜須賀水泳プールです。あと1件は、その翌年度となりますが、柳島しおさい公園となります。説明に関しましては、担当のほうから説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

(事務局) (興津主任)

それでは、市営プールと柳島しおさい公園について説明をさせていただきます。

資料につきましては、資料1、169ページをお開きください。169ページが殿山水泳プールになります。171ページが浜須賀水泳プールになります。最後、173ページが柳島しおさい公園です。

市営プールにつきましては、169ページの殿山水泳プールと、171ページの浜須賀水泳プールのいずれも平成27年度より30年度までの4年間、茅ヶ崎スポーツパートナー

一が指定管理者となっております。

まず、殿山水泳プールですけれども、管理については、全般的に概ね良好に行われていると考えております。また、プールということで、安全確保を最優先として考えないといけませんけれども、この点につきましては、公開前に現場研修会ですとか、講習会の実施、また、毎日、閉場後には救助訓練を行うなどの取組みを実施いただいております。

また、殿山水泳プールにつきましては、昭和45年に設置の施設で、大変老朽化が進行しているということもございまして、今後も指定管理者と連携して優先度を見極めながら、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

それから、市営プールの自主事業につきましては、当初より水泳教室を実施しておりますけれども、前年度、27年度においては、受付業務を複数にしていたために、受付で問題がありました。そのため、28年度は受付を一本化して、対応を改善していただきましたところ特に問題なく実施できました。

それから、プールは、7月と8月の2カ月間の開場ということになりまして、それ以外の閉場中の期間の有効活用ということが課題として挙げられていました。殿山水泳プールについては、後ほどまた浜須賀水泳プールのところで説明させていただきますけれども、実施予定として、現在、指定管理者と協議をしているところでございます。

次に、浜須賀プールでございますけれども、殿山水泳プールと同様、管理、また安全確保については良好に行われていると考えております。

浜須賀プールにつきましては、25年度に施設改修を行ったということもございまして、管理棟については地元開放、地元の自治会等の会議に有効活用していただいております。地元との調整につきましても指定管理者のほうで問題なく行っていただいております。

それと、閉場中の活用策として、浜須賀プールにつきましては、新たに魚のつかみどりですとか、ヨガ教室等を実施しており、大変好評でありますことから、殿山プールのほうにも拡大をしてみたいと考えております。また、それ以外にも幾つか有効活用策として提案をいただいておりますので、併せて検討してまいります。

次に、柳島しおさい公園でございますけれども、こちらは、28年2月から32年3月まで、4年2カ月、茅ヶ崎市文化スポーツ振興財団が指定管理者となっております。この施設は、28年4月1日に県から移管を受けた施設になります。28年度は1年目ということもございまして、管理に不安はありましたが、現地の管理人が県のときから引き続き従事していただけることになったこともございまして、ほぼ問題なく行われております。

それと、28年度につきましては、自主事業として周回コースの案内板を設置する程度にとどまっておりましたことから、指定管理者に相談をしまして、利用者の増加につながるようなスポーツ教室やイベントの実施について投げかけをしております。その結果、今年度についてはウォーキング教室等を実施する予定になっており、さらなる利用者サービ

スの向上等も検討していただければと考えております。

それと、この4月から北側に柳島スポーツ公園が開園いたしますので、そちらとの連携ということにつきましても、それぞれの指定管理者とともにいろいろと検討をしていく必要があると考えております。説明は以上になります。よろしくお願いたします。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、お願いたします。

私のほうから2点ほど。1つはプールについてですが、自主事業で取組みをされているということをご説明いただきました。どのくらいの収支の状況か、把握されているようでしたら教えてください。というのは、それ以外の期間開けるというのは、それなりのコストがかかるとお思いますので、その点、自主事業をやっている状況、中身について教えてください。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

自主事業でございますが、基本的には、収支において収入と支出が同一という形で行っております。今回、浜須賀プールにおきましては、100名程度のお子様が集まることを想定して、実際、100名程度お集まりいただいて、大盛況に終わったところでございます。

(藏田委員長)

100名集まった際の参加料は幾らぐらいでしょうか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

500円でやっております。

(池内委員)

1回500円ということですが、年に何回実施したのでしょうか。

(事務局) (深瀬公園緑地課長)

今回初めての取組みということで、年に1回となっております。ただ、盛況であったことから、今後どういうふうに行っていくかというのは、検証した上で、今後また考えていかなければいけないとは考えております。

(山本副委員長)

いずれの施設も利用者を増やしていくために、もっと自主事業を、やっていただかなければいけないと思います。その点の努力が足りないというふうに見受けられます。また、しおさい公園につきましては、平塚側から車で走っていると、入り口がとても見つらいと思います。人によっては、あそこはあまり人が来なくて穴場だと言う人もいますが、逆に、利用者を増やしていくためには、もっと施設をPRしていくことが必要であると思います。入り口については、指定管理者ではなく、市のほうで設置するものと思いますが、その点、指定管理者から何も意見が出てこないというのも、意識が低いと感じます。

また、しおさい公園についても自主事業の部分についてはこれからやりますと書かれておりました。あそこは立地的にも富士山がよく見えて、この時期、富士山を眺めながらウォーキングもできるし、テニスもできる。場所としては、決して悪いところではないので、もっとうまく活用できたらと思います。もっと市と指定管理者が一体になって、活用方法を考えていくことが必要であり、「これからやります」ばかりの評価票では点数がつけられないと感じました。

(藏田委員長)

今の山本委員のご意見を伺いながら思ったことですが、目標設定をより具体的にする必要があります。利用者増につながるような取組みを検討する上で、利用者数をいつのタイミングと比較し、どのくらいの増加を目指していくのか、市のほうの求めるものと、指定管理者として達成できそうだと思うものをすり合わせていく作業が必要だと思います。それをしっかりとつくりないと、評価するにしても、それが果たして本当に想定以上の利用者増だったのかということの評価も、住民に客観的に説明できないと思いますので、今後、特に非公募の施設ということを踏まえ、目標設定をしっかりとやっていかないと、なかなか十分に民間の力を引き出すということにはならないと思います。その点についてはしっかりと留意をして事業を進めていただければと思います。

(藏田委員長)

茅ヶ崎市営体育施設、茅ヶ崎市体育館、茅ヶ崎市屋内温水プールのモニタリング結果について、担当課よりご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局) (大川スポーツ推進課長)

スポーツ推進課長の大川でございます。よろしくお願いいたします。

スポーツ推進課の所管施設といたしまして、大きく分けて、体育施設、体育館、屋内温水プール、この3つに分類がされるところでございます。そのうち、体育施設と体育館に

つきましては、非公募で、現在、公益財団法人茅ヶ崎市文化スポーツ振興財団が指定管理を行っているところでございます。また、温水プールにつきましては、昨年度、公募により、東京アスレティッククラブが現在指定管理を行っているところでございます。

まず、体育施設からご説明させていただきます。資料につきましては、1ページから10ページになります。まず1ページをご覧ください。

私ども所管の体育施設につきましては、全部で5施設ございます。茅ヶ崎公園、相模川河畔スポーツ公園、柳島しおさい公園、芹沢スポーツ広場、堤スポーツ広場の5施設でございます。施設それぞれで野球場、陸上競技場、テニスコート等が配置されているところでございます。

まず最初に、1ページ目、茅ヶ崎公園野球場、茅ヶ崎公園庭球場についてご説明させていただきます。

茅ヶ崎公園につきましては、市内中海岸にございますが、こちらはかつてサザンオールスターズがコンサートを行ったという場所で非常に有名な場所でございます。現在、平成28年4月から4年間という期間の中で、財団に指定管理をお願いしているところでございます。

こちらにつきましては、野球場とテニスコートの2種類ございまして、モニタリングの結果、現在の施設管理の状況でございますが、概ね適切に維持管理がなされているところでございますが、市と財団との連絡調整の中で、報告等に時間等を要していたり、また、情報の共有が不足していたり、そういった点が若干見られるところでございます。また、利用者アンケート等の実施はしておりますが、なかなかそのアンケート結果を生かしていないというところがございます。

茅ヶ崎公園につきましては、テニスコートは、平日も含めまして稼働率が非常に高い状況でございますが、野球場のほうは、どうしても平日の利用が少ないというところであります。野球場の稼働率はどうしても土曜、日曜に限定されてしまうというような状況ですが、全体的に見ますと、茅ヶ崎公園は駅から近いということもありまして、非常に人気の高い施設になっております。

私どもの評価として茅ヶ崎公園は海から近く、海の影響を非常に受けておりまして、施設の老朽化が現在進んでおります。そういった中で、修繕等については適宜財団のほうで行っていただいておりますが、なかなか修繕も限られた中でしかできないという中では、まだまだ多くの課題が残っているところでございます。

また、今回、テニスコートにつきましては、今年度、29年4月に、もともとあった場所から新たな場所のところに移設をして、スタートしているところでございますが、こちらにつきましても適切に維持管理が行われているところでございます。

今後の課題等につきまして、指定管理者とのやりとりの中では、施設の稼働率を上げる

ことであります。老朽化施設の修繕はもちろんですが、施設の更なる稼働率の向上を目指すために、どうしても自主事業をもう少し市民の目線で行っていただけるよう、検討していただきたいとお願いしているところでございます。

続きまして、3ページになりますが、相模川河畔スポーツ公園陸上競技場、相模川河畔スポーツ公園庭球場について説明させていただきます。こちらは、市内中島にございます国の土地を借りて、現在、河畔スポーツ公園という形で、陸上競技場とテニスコートとして利用いただける施設でございます。こちらにつきましても、28年4月から4年間の期間、非公募で財団に指定管理をお願いしているところでございます。

こちらも、先ほどの茅ヶ崎公園と同様でございますが、報告等に時間がかかったり、また情報共有不足等がございますが、所管課といたしましては概ね良好に施設管理がなされていると理解しております。

ただ、場所柄もあり、テニスコートはいいのですが、陸上競技場の稼働率がどうしても低いというところが一つ大きな課題になっているところでございます。また、施設開設から長期間にわたって、施設の状態は非常に良好に保たれているものの、時間の経過とともに利用者のニーズに答えていくことが重要であると考えているところでございます。

また、財団としましては、陸上競技場とテニスコートはともに土であります。コンディションの整備など、かなり力を入れていただいて整備を行っていただいております。そういった部分は評価をさせていただいているところでございます。

続きまして、5ページになりますが、柳島しおさい公園でございます。先ほど、しおさい公園につきましても経過をご説明をさせていただきましたが、しおさい公園の中に庭球場、テニスコートと少年蹴球場がございます。こちらは私どものスポーツ推進課の管理になります。指定管理は28年から財団をお願いしているところでございますが、先ほどご説明がありましたように、県から引き継いだ施設でございます。そういった中で、現状、施設管理につきましても、概ね良好に施設管理が行われているところでございます。

こちらの施設、もともと体育施設は年末年始が休みという状況でありましたが、28年度に関しましては試行的に年末を開場するというところを行っていただきました。年末にテニスコートを開場したところ、かなりの利用があったということで、今後、年末に関して、また年始に関しても、利用時間を拡大していくということの一つ大きな材料ができたところでございます。

ただ、場所柄、どうしても市の南西部外れにあるということで、稼働率が低い時間帯もあります。そういったところは改善の余地があり、財団としても利用者のニーズを反映できるような運営に努めていくと回答をいただいているところでございます。

続きまして、7ページですが、芹沢スポーツ広場蹴球場兼野球場、芹沢スポーツ広場庭球場です。芹沢にありますサッカーと野球ができる多目的な広場と、テニスコートがこち

らでございます。こちらも財団に指定管理の中で管理をしていただいております。全ての施設共通ですが、基本的に報告等についてどうしても時間がかかってしまっており、また、情報共有の不足が感じられているところでございます。

また、テニスコートについては稼働率が高いのですが、蹴球場兼野球場については、どうしても平日の稼働率が低い状況にあります。そういった中で、施設のメンテナンスや修繕等については、積極的に対応を行っているところでございます。

続きまして、9ページになりますが、堤スポーツ広場でございます。こちらにつきましましては、多目的球技場と庭球場がでございます。こちらも財団の管理になりますが、こちらも芹沢同様の内容になっているところでございます。

続きまして、体育館のほうに移らせていただきます。11ページ以降になります。

体育館につきましましては、茅ヶ崎市総合体育館と茅ヶ崎市体育館、この2施設がでございます。

まず、茅ヶ崎市総合体育館でございますが、市役所北側でございますが、こちらにつきましても非公募で、現在、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団に指定管理をお願いしているところでございます。総合体育館につきましましては、朝から夜まで、非常に稼働率が高い状況にあります。

ただ、1つ、総合体育館の中での課題としてありますのが、施設ができまして30年近くたっているという状況の中で、施設の老朽化が進んでいることでもあります。そういった中で、施設の修繕に関してはかなり力を入れていただいているところであり、その修繕費の費用の使い方に関しても課題として挙げられているところでございます。また、修繕内容について、市に対しての報告が遅れるということもありましたが、今後は速やかに市への報告をしていただけるようにしてまいります。

それと、総合体育館はもう一つの課題としまして、自主事業の点でございます。総合体育館として、自主事業を展開していただいておりますが、どちらかというところ、ある程度決まり決まったような自主事業しか展開できておらず、市民のニーズに合った新しい自主事業を積極的に運営してほしい、開催してほしいというようなお願いをさせていただいております。財団としては、競争意識ですとか、現状改善意識といった部分が欠けていて、そういったところを十分に対応するように、私どものほうからお願いをしているところでございます。

続きまして、茅ヶ崎市体育館でございます。13ページになります。

茅ヶ崎市体育館につきましましては、私ども、通称、旧体育館と呼んでおりますが、もともと総合体育館が開館する前の体育館になります。こちらにつきましても、やはり施設がかなり老朽化しているということで、修繕等にはかなり費用もかかっているところでございますが、適宜その修繕についても財団のほうで取り組んでいただいているところでござい

す。

続きまして、温水プールの説明に入らせていただきます。

茅ヶ崎市屋内温水プールにつきましては、28年に、これまでの非公募から公募という形で指定管理者が変更になっているところでございます。28年4月1日より株式会社東京アスレティッククラブ、民間の会社になりますが、こちらが指定管理者でございます。

今までの指定管理は、27年度まで財団に指定管理を行っていただいております。今回、公募という形で東京アスレティッククラブが新たな指定管理者になっていただきました。その結果、一番大きな点といたしましては、利用者が増加したということと、稼働率が非常に高くなっているところが大きく変化したところでございます。また、収支に関しましても、もともと予定していた予算を上回る収支結果が得られたという状況で、今回、公募の効果が出たのではないかと考えております。

ただ、公募にして民間にお願いしたということで、全ての問題が解決するかということではなく、採算性を重要視するあまり、市民サービスの低下、公共サービスの低下につながってしまうことが懸念されたところでございます。

その点に関しましては、例えば、自主事業である教室を開催するに当たっても、一般の利用者に配慮した教室を開催し、指定管理者として全体を見渡した中で工夫をして自主事業を開催するなどの努力を重ねた結果、最終的に27年度実績を上回るような結果として出ております。

また、収支が上回った場合の対応として、今回、指定管理者からは、黒字が出た場合につきましては、その黒字分の2分の1を市へ還元するということが当初の提案の中でございました。その提案に基づきまして、28年度につきましては約250万を市のほうに還元していただいているところでございます。

また、28年度からスタートした段階であります。これは長年の懸案だったことです。温水プールはどうしても交通の利便性がよくない場所にあるということで、駐車場の問題が長年課題となっておりました。バス等で来られるにしても限界があるというところで、多くの方が車で来られます。実際、子どもたちの教室にも送迎という形で親御さんが車で送ってくる。そうなったときに、駐車場が満車になってしまって、道路上にあふれるというような事態になっておりました。28年度は駐車場問題が非常に課題となっておりましたが、実は今年度29年度に入りまして、駐車場問題につきましても、近隣の企業の協力によって、この問題も解決できるような方向に向かっているところでございます。

全体的に温水プールにつきましては、公募という形で指定管理者を選定した中で、私どもとしては、その成果が出ているのではないかと考えております。先ほどお話をさせていただきましたとおり、民間にお願いするイコール、そこで公共施設であることの大切さが欠落しないように、指定管理者のほうと常にやりとりをしながら、利用者の利便性、また

満足向上に努めているところでございます。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

(山本副委員長)

ありがとうございます。

一番今お話を伺っていてすごく気になったのが、茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団のほうにお願いしている体育施設、外の施設、体育館もそうではありますが、どの施設も最後に出てくる言葉としては、連絡と報告、月次の報告も遅れているということが、どの施設も全てに同じことが書いてありました。これには危機感の欠如を感じました。特に、最後のほうに書いてありましたけれども、体育館のほうに競争意識や現状改善意識などの欠如が見られるということで評価されていましてけれども、このあたりはすごく顕著にあらわれているというのを実感しましたので、このあたりはもっと所管課からも、さらにさらに念を押して言っていたかないといけないというところを痛感しました。

ただ、同じ財団がやっていますけれども、文化会館のほうはそういう意見を伺っていなかったもので、そのあたり本当はどうなのかというのがちょっと気になったところです。

それから、今回、公募施設に変えたプールに関しては、私も先日、駐車場について、近隣の企業の協力を得て、会社の駐車場を、土日の会社がやっていない時ですとか、夕方のお子さんの送り迎えの時間帯に使わせていただくことができるようになりましたと「タウンニュース」に大きく出ていたのを見ました。こういうことをやっていますというのを、市の広報は当たり前だと思いますが、それ以外のものでも、皆さんの目に触れるということをしていただくことによって利用者が増えていくことにつながると思います。その記事を見たときも、駐車場に関して一番懸念されていて、私はあそこに行こうと思っても、駐車場が混んでいるからやめようという気持ちがすごくあったので、そのあたりの不安が払拭されると、さらに利用者も増えていくのかなと思います。まだお願いして1年ちょっとですが、順調に進んでいるものと私は評価しております。

(事務局) (大川スポーツ推進課長)

それでは、スポーツ推進課より、2点ご質問をいただきましたので、順次お答えさせていただきます。

まず、報告ですとか連絡が遅延するという件に関しましては、28年度、そういった状況でしたので、今年度に関しましては、財団側に、報告、書類の提出については、必ず期

限を守るようにと徹底しているところでございます。そのデータがないと我々も判断できないような内容がございます。実際にどのくらいの人が使われたのか、稼働率はどうか、そういう重要なデータがその報告書の中に入っておりますので、それが遅延することによって、我々も実態が把握できませんので29年度に関しては、28年度に比べて報告等についてはだいぶ改善されたものと理解しているところでございます。

それから、財団側の競争意識の欠如などという話の部分でございますが、先ほど文化会館のほうで説明があったと思いますが、現在、財団も、財団の改革という形でアクションプランというものを作成したところであります。財団自身を変えていこうという大きな動きに出ておるところでございます。その改革アクションプランの中で、もちろん文化会館もそうですが、私どもの所管するスポーツ施設については施設数が非常に多いということもありまして、そのプランの中で具体的にどのような形で今後の指定管理に当たっていくかというところを事細かくその中に盛り込んでいただいております。もちろん盛り込んでいだけではだめでそれを実行していただかないと意味がありません。我々のほうとしてもそのアクションプランについて、今後履行、実行していただくということを再度お願いしているところでございます。

それから、2点目の温水プールの件でございますが、いろいろとありがとうございます。今年度、非常にいい方向に進んでいるところでございますが、これまでも、昨年度28年度の段階で温水プールはもちろん、ホームページ等で駐車場の混雑予想カレンダーというものを公表しております。この日はこのくらい駐車場が混む、この時間帯だったら大丈夫ですというカレンダーを公表して、それを見ながら来場していただいたというようなこともありました。そういった利用者が必要な情報をいかに発信していくか、また、余談になりますが、車ではなく、公共交通機関等をご利用いただいた方にはポイントカードをつかって、そのポイントカードの点数に応じてプレゼントを差し上げるとか、そういうような形で、なるべく駐車場の問題を緩和するための努力を、28年度、指定管理者のほうが行ってきたところです。現状は、だいぶ駐車場問題は軽減されてきたという状況ではございますが、これに満足することなく、さらに、駐車場に誘導員を置きながら誘導するというのももちろん大切なことですし、利用者の方が、きょうは駐車場が満車だから帰ろうというようなことがないように努めていかなければいけないと考えているところでございます。以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

私から2点ほど。1つは、今回、公募と非公募と両方あるので、非常に差が明確に出ているかと思っておりますけれども、再来年度、今回は非公募にしていた体育施設等について、特

段、非公募とし続けなければならない理由等があれば、ご意見をお伺いしたいということ、あわせて、今、公園と運動施設と別々に指定管理をやっていることについて、ここは縦割りの部分の所管の問題もあるかもしれませんが、運動施設と公園を一体的にあわせて公募していくというようなことについての所見をお伺いしたいというところが1つです。

もう一つは、温水プールの件ですが、これはご提案というか、ご意見です。市への返戻金の活用の仕方について、単純に一般歳入に入れてしまうということも一つの方法かもしれませんが、例えば、その施設で頑張った事業者の努力に基づいて、市に対する一定の地域還元があるとすれば、その活用については優先的に温水プールの改修等に当てていくといったような制度の仕組みが必要なのではないかと思います。そうすることによって、担当課としてもより民間の力を発揮してもらおうと同時に、その施設の指定管理を受けている事業者にとってみても、頑張ったかいがあったなということになると思います。ただ単に市の財政に貢献したというだけでなく、それを一定程度、少なくとも頑張った施設の改善に当てるということであれば、例えば、一生懸命ポイントを貯めて、歩いてきた子どもたちやお年寄りの方々にとっても施設が良くなったと思ってもらえる意味でいい循環を与えてくれるかと思います。その点、現状どうなっているかというご説明と、あわせて、今後の戦略的に活用していくような仕組みとして考えていかれたらどうでしょうかという意見でございます。

以上2点お願いします。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

1問目の話ですけれども、現在、それぞれの施設を指定する条例が違うという点、公園条例とその他で違っているものなので、それぞれの指定管理となっております。他の施設を見ますと、コミセンと子どもの家も、同じ建物でありながら、条例上違うということで、そういう分けをさせていただきます。ただ、今回、指定管理制度を見直す中で、分けていること自体がどうなのかというところを我々も課題として思っておりまして、その点を見直す方向で動いているところではございます。

(事務局) (安西行政改革推進室長補佐)

少し具体的なお話といたしまして、今年度の第1回の選定会議のときに既にお諮りしたのですが、条例が別で異なる施設の選定を一本化するということで、複数の施設でそれぞれ根拠はありますけれども、管理だけを一括で募集するという形で、軽減を図るような形を考えていただきました。今回の体育施設及び都市公園というのがそれになじむかどうかという具体的な議論は、これからとなりますが、なじむものについては順次そのように

整理をしていきたいと思っております。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

続きまして、非公募の関係ですけれども、先ほども文化会館のほうで説明をさせていただきましたが、今回、この指定管理のみならず、いわゆる外郭団体の見直しというスキームの中で、指定管理のあり方も含めて改善をしていこうと取り組んでございます。体育施設で言えば、31年度に今回の非公募である指定期間が終了になりますけれども、1～2年で見直しができるかどうか、実際はなかなか期間的には難しいだろうと考えてございます。

非公募か公募かというのは、最終的には指定管理の議決になりますので、議決を待たないと、どうこうということは申し上げられませんが、ただ、今、市の考えとしては、次の期間も一旦は非公募の中でやらせていただいた中で、さらに次には公募ということで、その準備期間ではないですけれども、外郭団体の見直しを行い、独自性を担保するという中で、この4～5年で十分に議論し、実りあるものにするということで、やっていこうという考えでございます。以上です。

(事務局) (大川スポーツ推進課長)

それでは、最後のご質問。温水プールの還元の話でございますが、先ほど私のほうの説明の中で、黒字分の半分を市のほうへ還元ということでお話しさせていただきました。説明が言葉足らずで申しわけありませんでした。基本的には、現金で返していただくということももちろん可能ですけれども、市の考えとしては、それはその施設で生み出された利益ですので、利用者に還元すべきという考え方のもとで、原則的には施設の修繕とか、施設に対して、利用者が直接喜んでいただけるような部分にお使いいただきたいと考えておりまして、今年度29年度につきましては、黒字還元分については修繕に充てるということで話がまとまっているところでございます。以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

では、以上で審議のほうを終えさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

(事務局) (吉川福祉政策課長)

福祉政策課長の吉川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、福祉会館のモニタリングの結果についてご説明を申し上げます。

総括評価票の149ページをご覧ください。茅ヶ崎市福祉会館につきましては、社会福

社法人茅ヶ崎市社会福祉事業団が指定管理者となっているところでございます。指定管理期間につきましては、平成27年4月1日から31年3月31日までの4年間となっております。非公募でございます。

なお、福祉会館につきましては、施設の老朽化に大きな課題があるために、海岸青少年会館との複合化により、30年12月閉館予定となっております。このため、茅ヶ崎市福祉会館条例を廃止後に変更協定を締結し、指定管理期間を短縮する予定でございます。現在は、福祉会館利用者の新たな施設への円滑な利用移行に向けまして、指定管理者とともに準備を進めているところでございます。

それでは、評価票の説明に移らせていただきます。

1の実施体制についてでございますが、人員体制につきましては、再任用職員等1名、非常勤職員2名の3人常駐し管理運営を行っております。職員は、よりよい利用者対応のために、接遇マニュアルに基づきまして、研修や予約受付手順に関する研修、施設管理の作業手順等の研修を行っているところでございます。

また、緊急時に備え、危機管理マニュアルを作成しておりまして、これに基づいた研修を実施し、事故等の対応を行うための手順を職員間で共有していると聞いております。

防災訓練につきましては、毎月の防災無線の使用訓練のほかに、実際に火災が起こった場合を想定いたしまして、総合防災訓練を年2回実施しております。平成28年度につきましては、10月と2月に実施をしているところでございます。

続きまして、2の内容・水準についてご説明いたします。

指定管理業務総括評価票の149ページから150ページに記載がございますが、協定書に基づきまして、開館時間は午前9時から午後9時までとなっております。休館日は月曜日と年末年始でございます。

旧海岸青少年会館が閉館しておりますので、福祉会館を利用される団体が増加しているという傾向にございますが、利用状況については適正であると報告を受けているところでございます。

続きまして、施設点検でございます。会館内外の巡回巡視を徹底して行うとともに、改善が必要な箇所を把握し、事故等の未然防止に努めて、利用者の安全に配慮しているところでございます。

年度末の3月には、自家発電の点検、また消防設備、自動ドア、エレベーター等の点検、アスベスト点検等を実施しているところでございます。

利用者の対応につきましては、利用者に寄り添い、団体の活動に応じた施設の予約受付、備品の貸し出しに努めているところでございます。

28年度には茅ヶ崎市指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針に基づきまして、利用者アンケートを実施いたしました。その結果によりますと、250人の

方にご回答いただきまして、約7割の方が職員の対応に満足しているという回答をいただいているところでございます。

事業運営につきましては、福社会館では自主事業を実施しておりませんが、障害福祉施策としてふれあい活動ホーム赤羽根に清掃委託を実施するとともに、地域作業所の支援をするために、会館ロビーにおきまして、作業所で作成した作品の展示販売などを行っているところでございます。

また、維持管理につきましては、施設が大変老朽化しており、これに起因する修繕が必要になっております。この部分につきましては、随時修理等を行っているところでございます。修繕につきましては、必要な場合、市への事前に連絡と、修繕後の結果について報告いただいて、確認しているところでございます。

最後に、財政状況、収支等につきましては、指定管理者料の歳出予算の範囲内で執行がされているということを確認しているところでございます。

初めにご説明いたしましたとおり、福社会館につきましては、30年12月末で閉館を予定しているところでございます。昨年度に引き続きまして、今年度も利用者への情報提供、利用団体の新しい施設に対する移行等を指定管理者と協力して行ってまいりたいと考えております。

また、現在、閉館に向けまして、寄贈されました施設内に展示されている作品や、市と指定管理者の備品等の整理も同時に行っているところでございます。福社会館は、施設の老朽化が課題となっておりますが、利用者の安全を第一に修繕の必要性を判断し、来年度も引き続き、利用者によりよいサービスが提供できればと考えているところでございます。

福社会館のモニタリングの結果報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。

ご質問等ございましたら、お願いします。

私のほうから1点目。利用状況について適切であるというふうに書いてございますけれども、これは何をもちいて適切とされていらっしゃるのでしょうか。具体的に数字とか増減とか、現状、どの程度把握されていらっしゃるのでしょうか。

(事務局) (吉川福祉政策課長)

ご説明させていただきます。こちらの公共施設白書の中でも記載がありますが、利用状況といたしましては、ホールで平均68.5%、大広間で65.8%等、5割を上回るような利用状況となっているところでございます。福社会館につきましては、福祉の推進の活動拠点ということで中海岸の地に建設されているところでございますけれども、ご承知

のとおり、福祉活動につきましては地域に根ざした活動ということがございまして、他の公共施設を利用しての福祉の推進という活動を行っている団体もたくさんある中で、福祉会館につきましては、全市的な施設ではあるものの、高齢者、障害者が多い利用状況の中では、平日昼間の部分に利用が偏っているところがございますが、ほぼ皆様に満足いただいているような結果と判断しているところでございます。

(藏田委員長)

今のご説明を伺うと、それ以外の時間帯の利用を促進していくような努力改善をお願いしていくという課題が出てくるというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(事務局) (吉川福祉政策課長)

指定管理者には、その利用状況も含めて意見交換をしているところでございます。しかしながら、そういった稼働率を上げるということに心がけていただくということを念頭に置きつつも、利用されている方がどうしてもご高齢の方ということで、実際には夜間の利用が少ない状況だということは確認がとれているところでございます。これは、利用行動の部分によるものもございしますので、どこまで夜間の時間帯を引き上げていけるかということにつきましては、さらに検討してまいりたいと考えております。

(藏田委員長)

その部分の目標設定というか、どういうふうにあるべきなのかということ、極端なことを言うと、利用状況がないのであれば、開館時間を少なくして、その分、適切な管理をされたほうがよほどいいと思います。今のご説明からすると、夜間の時間帯については努力をし、その状況によるということであれば、それに対する費用対効果を考えて、開設時間をどうするか、体制をどうするかということにもつながってまいります。その点については、所管課のほうで利用の形態や目標、達成すべき福祉の状況がどういうものか議論されていると思いますので、その点を踏まえた上での評価、説明、報告というものを受けていくことが重要ではないかなということでございます。

(事務局) (吉川福祉政策課長)

ありがとうございます。

実はご説明をしていない部分がございますが、夜間の閉館部分でございますが、利用者がいない場合には、事前に指定管理者から報告を月々受けまして、その部分につきましては、管理運営費の削減ということで閉館をしているという実態もございます。

(藏田委員長)

ほか、いかがでしょうか。山本委員、お願いします。

(山本副委員長)

自主事業に関してなんですが、事業運営の部分で、事業計画に即し、受託業務を実施しているというコメントがありました。さらに自主事業の実施はないかということで、最初の指定管理業務を委託するときに、自主事業を実施することについては何も取り決めはなかったのでしょうか。自主事業については何かしらやってもらいたいという希望はあったかと思ったのですが、そのあたり、いかがでしょうか。もしなかったのであれば、していないのは当然だと思います。貸館業務というにはわかっておりますが、ただ、その中で、さらに利用を促進するため、あるいはお年寄りの方に向けてということに来ていただくための自主事業ということも考えられると思いましたので、その点についておうかがいします。

(事務局) (吉川福祉政策課長)

実際に、自主事業の部分につきましては、指定管理者で実施がされていない状況でございます。貸館事業に特化しているというところで、仕様書もそのようになっております。ただし、先ほどからお話ししていますように、高齢者、障害者が非常に多い施設でもあるということでございますので、こういった方々が円滑に活動できるように、対話、もしくは予約のときのフォローについてはしっかり対応できております。利用する団体の方々とも顔の見える関係の中で利用がなされていると考えているところでございます。そういった中で、28年度実施していたところですが、今回、30年におきましては、この施設が最後の開設の年度となっております。

この中で、地域に根ざした施設という中では、その利用団体の方々と一緒にあって、閉館のイベント等につきまして、指定管理者から提案があったところでございます。今年度につきましては、閉館を見据えて、地域の方々、それから、利用団体の方々と一緒にあって、閉館ありがとうイベントのようなものを行う予定になっております。

今後につきましては、福祉の推進ということで、長きにわたり施設の管理運営を行ってきたことを踏まえまして、新しい施設の中でも福祉活動が円滑に行っていただけるような機運となるように、今年度、そういった事業の展開を図り、新しい施設への活動移行につなげていきたいと考えているところでございます。

(山本副委員長)

ありがとうございました。

(藏田委員長)

一言だけ。今の自主事業とか利用状況のこともそうでありますけれども、自主事業をこちら側が求めている向こうがしないのと、もともと求めているでないのは全く質が違うということです。閉館も同じで、人が来ないから閉めましたというのと、閉めますと決めて閉めるのとは全く意味が違うことをご理解いただく必要があるかと思います。その点が適切に捉えられていないと、これは仕様にも協議の中でも求められていない、約束されていないことを押しつけられているというのは、本来あってはならない問題になるかと思えます。逆に言えば、どのような形が適切であって、自主事業を求めるのは、自主事業が何を成果として目標とするのか、利用者を増やすということ、それも決まりきった同じ人が使うのではなくて、少しでもすそ野を広げていく、もしくは高齢者等を含む地域の方々を巻き込んでいくというようなことが一つの目標設定になるのであれば、そういう方々がどれくらい呼び込めたのかが成果になると思えます。その点については、言わずにやるのと、言ってやっていただくのは大きな違いがあり、担当課としての指針なり基準なりを踏まえ、評価にあたっての成果の指標としては何をもってそれをよしとするのか十分に議論いただく必要があるかと思えます。貸館に特化するというのは条例には別に書いていないと思えます。貸館に特化するのが茅ヶ崎市の福祉の活動として適切だということであれば、それはそれで一つの説明だとも思えます。であれば、それにふさわしい貸館の稼働率を達成しなければならないと思えますし、その点は十分にご検討いただいて運営を進めていただければと思えます。

以上でよろしいでしょうか。

では、以上で質疑のほうを閉じさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

(藏田委員長)

これで口頭説明に対する審議については終了となります。

続きまして、口頭説明のないその他の施設についての委員の皆様からのご意見をいただきたいと思えます。山本委員、お願いします。

(山本副委員長)

報告対象施設以外の施設についての意見、委員の皆様よりコメントということになっておりますが、実際にこの総括評価票を事前にいただいて、ここで各所管課からお話を伺いながらこれを見ていくと、かなりこの評価票の中では表しきれないことが結構あると思えます。この評価票だけを見てコメントと言われましても、逆に、それはかなり実際と違っ

てくるのではないかと今の話を聞きながら思っておりました。

なので、この場で今報告を受けたものじゃないこと、所管課の話を聞かないで、この票を見てというには、この票自体では資料が足りないと私は感じており、コメントしようがないと思っています。もしそうならば、それこそこのアンケートを実施し、客観、妥当であると、どこの施設でも妥当と言っていますけれども、実際、どんなアンケートがあったとか、そのアンケートの結果を出してもらおうとか、それから、稼働状況についても、先ほどのように、平日の昼間はいっぱいですが、夜は利用者がいないから閉めましたとなるとそれで稼働率は全然違ってくると思います。実際にどれだけの稼働率といっても、この中には具体的な数字がなく、そこをコメントと言われても、逆に何とも言いようがないと私は感じていますが、いかがでしょうか。

(事務局) (安西行政改革推進室長補佐)

ご意見ありがとうございます。今、山本委員からいただいたコメントそのものも一つのご意見だと私は受けとめております。

そもそも今回このような形の議題を設定させていただいた意図、先ほど、事務局からの説明のところでも申し上げましたが、この評価票を取りまとめて、モニタリングの結果として公表する仕組みは従前からございましたが、そこにある意味、担当課及び私ども事務局のフィルターはかかってはいるものの、外部の目線がなかったというところ、また、毎年、毎年作成するものなので、ある程度形骸化と言っては言い過ぎかもしれないですが、そのような傾向もあったところの現状を我々も認識した上で、このような形で議題にさせていただくとともに、一步踏み込んだ説明を担当課に求めるという趣旨で今回実施させていただきました。

まさに声を上げていただければ出てくる部分も確かにあると私も感じておりますし、また、逆に、それ以外の施設について、例えば「適切に管理している」という言葉一つも、何をもって適切だというところの裏付けがあるのか、ないのか、あるにしても、全部書けないというところはあるにしても、ちゃんとした根拠があるのかというところにつきましては、非常に痛感したところでございます。

今回、このような形にさせていただいて、全部呼ぶわけにもいきません。これがサイクルとして回って行って、例えば、今、質疑があった担当課にあっては、また来年度違った形で出てくるというところを期待しておりますので、少しそのサイクルのお時間をいただく必要があるのと、また、来年度、指定管理者制度を導入している施設を所管している各課に対して、担当者会議という形で私どもが事務局となって庁内の会議を開催いたします。その場で、今、山本委員からいただいたご意見もそうですし、また、それらを受けて我々が感じている気づきの部分、要は、この評価票そのものが形骸化してきており、根拠のな

いものではだめだと、そういった部分を強く訴えていきたいと感じております。
長くなりましたが、以上でございます。

(藏田委員長)

今のご説明、大変そのとおりだと思います。どういうふうに改善していくのかというところがポイントだと思っております。例えば、ルーティンで回していくものは、極端なことを言えば、別にあまり改善する必要はないのかもしれない。そのままやっていく。だから、来年公募、再来年公募というような段階にあっては、その段階で、いざ情報を出してください、現状どうなっていますか、それはわかりません、問題意識ありませんでは、非公募で選定するにしても全く市民に対するその理由が立たないと思います。

なので、例えば、今回しつらえていただいたとおり、公募が近いものからということもありますし、あるいは、例えばルーティンで回すにしても、課題がありそうなものをABCと事前に仕分けし、早い段階で警鐘を鳴らしておいたほうがといいというものひとつかと思えます。今回のスポーツ施設の状況などは、非常に惨憺たる状況かと思えます。それは、内部的に浄化し切れない部分であれば、しかるべき形でしっかりと警鐘を鳴らしていく仕組みを持つていく必要があるだろうということですので、これを生かして、ある面ではルーティンで回す1年目、2年目は早期警鐘を鳴らすようなものについては議題に上げていただき、3年目、4年目については、より後半に近づいている施設を優先してチェックをしていくというのもあるかと思えます。

ただ、実際、モニタリングが上がってくるのと施設白書の情報とを含めて、幾つかのものがルーティンで流れていると思うので、その点、新たに資料をつくる必要はないような気がします。添えていただいたりということでもできる部分も増えるだろうし、運営上かなり改善できるかなという気がします。その点は事務的になるべく合わせられるものとか、できるようなものはそういうふうにしてしまう。それらも大部のものを全部チェックするのはなかなか担当課としても大変だと思います。報告をするタイミングにおいて、ダッシュボードのような感じで、ABC、優良可ぐらいの大きな枠組みで幾つかの指標で、総合的に評価すれば、ABC、どれで出てくるのか、ということホームページ上でうまくビジュアライズしているようなところもあります。そこまではする必要はないですけども、要は、事務的にも全部が全部、全てこれを見てチェックするというのはなかなかハードなことだと思うので、ある面では戦略的にそれを使うために、少しスクリーニングというか、スコアリングをして、必要なものを上げてくるというようなことを工夫されるといいのかと思いました。

(池内委員)

私も、ここで言うか、後のモニタリングの方針の見直しのところで発言しようかと思っ
ていましたけれども、山本委員が最初におっしゃったのですが、私も同じようなことを考
えていました。例えば、これを見せていただくと、文化生涯学習課の担当のところをずっ
と見ても、同じ指定管理者だと、ずっと書いてある内容が同じです。特に、実施体制は変
わっておりません。たまに1行ぐらい、少々変わる。内容・水準になると、変わっている
のが1カ所か2カ所ぐらいで、それ以外ずっと同じのものもある。そういうことに気がつい
たので、前の年の報告書を見せてもらいましたが、やはり同じでした。全く内容が形骸化し
ていると私も感じております。

私は、評価項目の部分で具体的に問題点とか、そういう項目をつくって、それでまとめ
ていただいたほうが、我々としてもわかりやすいと思いました。こういうところはこうい
うことで悩んでいるとか、指摘を受けているというのが、これでは全然わからないです。
読んでいてわかるのは、コメントのところだけです。そうでないと、これを証拠と言って
はおかしいかもしれませんが、こういうことをやっている、その結果はこうですという
ことを書類にして残さなければいけないということでこういうものを発行されているな
ら、もう少し読んで関心を持てるような内容にしていきたい。毎年同じようなことを
書いてあるから、見てもしょうがないとなってはまずいのではないかと感じましたので、
モニタリングの方針は少し考えていただいた方がいいと思ったところです。

(事務局) (安西行政改革推進室長補佐)

ご意見ありがとうございます。

ご意見はごもっともなところも多数あるかと思えます。モニタリングの項目を全ての施
設に対して同一の様式で標準化して出すというものも、これはいろいろな考え方があるか
と思えますが、メリット・デメリットはあるかと思えます。例えば、適切に管理できてい
るという言葉、仮にそういった語句を載せるとしたときに、全部の施設でばらばらの書
き方になってしまうのも、それはそれで一つの刊行物としてどうなのかというところもご
ざいます。

ただ、みんな判を押したような形のものでもいいのかというところもありますし、また、
先ほどお話ししました、裏付けは何なんだというようなところの議論もございます。バラ
ンスかとも思うのですが、一番ご意見の中で感じたのは、その施設において課題と感じて
いる部分について、即読み解ける箇所が確かにないなというところは感じたところでもご
ざいますので、私どもも特に裏面の4番、5番の総合評価と、評価を受けての取組み、こ
こが肝だと感じております。そこに今お話があった課題認識というところが、十分に書け
るような改善は必要と感じたところと、あとは個々の記載について、経年変化的なところ
の形骸化というところは、先ほどもご答弁したような形で考えておりますので、少しお時

間をいただければと思っております。以上でございます。

(藏田委員長)

最後に1つだけ。これはたぶん使い方だと思うので、そういう意味では、先ほどの担当者会議もそうですけれども、そういうところでどこまで意識づけするかということだと思います。だから、そういうところに例えば山本先生とかに来ていただいてお話しいただくとか、そういったことを含めて、何か今までとは少し違った角度でソフト部分の改善をしていくことが必要であると思います。逆に、そういうようなことを踏まえて、一生懸命頑張ってきた担当課、担当者に対しては、しっかりとある面ではできる限り背中を押していくというふうなサイクルにしていったほうが、より生産的かという気がします。その点、硬軟取り混ぜて取り組んでいく必要があると思いました。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

本日いただいたご意見につきましては、今後非常に大事なご指摘と思っております。今回の報告の趣旨をご理解いただきたいのと、今の現状を踏まえた中で、厳しいご意見を、我々に対してもそうですが、今後ともご指摘いただければと思っております。以上です。

(藏田委員長)

ありがとうございます。

(事務局) (安西行政改革推進室長補佐)

最後に、資料の訂正を恐れ入りますが、お願いしたくございます。

当日配布資料として机の上に置かせていただいております1枚ものがございます。こちらの右の備考という欄でございますが、この中に、※印以下、来年度公募予定という言葉がございます。この「公募」という言葉が違えて意味を伝えてしまう恐れがありますので、この2箇所を「選定」という言葉に書きかえのほどをよろしくお願いいたします。外部に公表する資料はその体で出させていただきます。

(藏田委員長)

それでは、議題1、モニタリング結果について口頭でご説明いただいたもの及びその他の施設の評価を含めて、以上とさせていただきます。委員から意見を踏まえご対応をご検討いただけて進めていただければと思います。

《藏田委員長》

それでは以上をもちまして議題1は終了とさせていただきます。
続いて議題2に移らせていただきます。

《藏田委員長》

それでは議題2「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

議題2「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針の見直しについて」

(事務局) (土井主任)

それでは、議題の2「指定管理者制度を導入した施設のモニタリングに関する指針の見直しについて」行政改革推進室の土井よりご説明させていただきます。

議題の2では事前に配布しました資料の中で、資料の2と資料の3、そして別紙1から4までを用いてご説明させていただければと思います。

まず、資料の2、1ページをご覧ください。項番の1、見直しの考え方についてご説明いたします。

今回のモニタリングの指針の見直しは、主に、今年度8月に改訂をいたしました、本市の「指定管理者制度導入に関する基本的考え方」の中で、指定管理料の剰余金の返還について明確化したことに伴う見直しを行ったものです。ご覧いただいております、項番の1の中で、アンダーラインを引かせていただいている箇所になりますが、「指定管理料の剰余金が指定管理者の自主的な経営努力と認められない場合には、本市と指定管理者との協議により、剰余金等の返還も含めた適切な対応を図ることとし、事業計画等に規定する業務の不実施や催物などの実施回数が協定回数を下回った場合には、原則として、本市と指定管理者との協議により、当該業務に係る指定管理料の返還が必要としている。」と、このように従来よりはっきりと指定管理料の返還について、基本的考え方の中で記載させていただいたところであります。これらについて来年度、平成30年度より実際の運用を開始するため、まず指定管理者と締結している基本協定書の中に、指定管理料の返還についての記述を追加するとともに、実際に指定管理料の返還に関わる事務については、資料に記載しております、①～④のとおり実施することとしております。これらの事務を適切に実施するために、モニタリングに関する指針を見直すとともに、所要の整備についても併せて行うものというのが今回の見直しの考え方でございます。

続いて資料の2、2ページをご覧ください。

モニタリングに関する指針の見直しの対応方針についてご説明させていただきます。

まず、ローマ数字の1とさせていただきますが、1ページでございました指定管理料の返還に係る事務、①の指定管理者より提出される月次報告書において事業不

実施や夜間閉館等の実績を把握することに対応するものです。ここでの対応方針としては、3つ書かせていただいております。

一つ目の対応方針になりますが、モニタリングに関する指針の中で指定管理者から提出される月次報告書に記載すべき事項を書いております。その中で、ア 管理業務の実施状況の①の中には、「不実施の事業の実績等」という記述を追加いたします。また、イ 施設の利用状況の①については「休館もしくは開館時間中に閉館した実績等」という記述を追加いたします。これらの改訂前の指針につきましては、資料3の2ページ5行目以降が該当箇所となっております。

続いての対応方針といたしましてポチの2つ目ではありますが、内容としては指定管理者より提出される月次報告書・年次報告書の様式の見直しでございます。従来、月次報告書と年次報告書の参考様式は同一の様式としておりましたが、月次と年次を明確に区別し、よりわかりやすくするために別々の様式に改訂するものであります。従来の様式については、資料3、13ページ、14ページとなっております。また、新たな月次報告書の案が別紙の1となっております。資料の2の2ページにお戻りください。ポチの3つ目でございます。新たな月次報告書において、実施予定であったが、実施できなかった事業の実績等を記載する欄を新たに設けさせていただいております。それらを反映させた箇所としましては別紙の1、点線で囲んでいる2か所となっております。

資料の2、2ページにお戻りください。続いて下段の四角がこみの部分でございます。ここでの対応方針では、ローマ数字のⅡとローマ数字のⅢとさせていただいております、対応方針について説明させていただきます。現在みていただいている2ページから3ページにかけて、2つ書かせていただきました。

1つ目の対応方針といたしましては、4半期ごとに1回以上で実施している定期実地調査の際、市が行う内容を改めるものでございます。3ページをご覧ください。上段のアンダーラインを5行、引かせていただいている箇所でございます。

定期実地調査において、事業不実施等の実績を指定管理者に再確認し、必要に応じて指定管理料の剰余金の積算について指定管理者より説明を受けると書かせていただくとともに指定管理者が利用者サービス向上のための取組みを積極的に実施している場合には、定期実地調査で使用する調査票の特記事項に取組み内容を具体的に記載するという内容となっております。

また、2つ目の対応方針としましては、定期実地調査で使用する様式を改訂するものでございまして、改訂案の様式が別紙の3となっております。下段の点線で囲んでいる部分に対応箇所となっております。調査票の特記事項の欄を利用者サービス向上のための取組みを記載する欄とその他を記載する欄に分け、利用者サービス向上のための取組みが行われている場合、定期実地調査の際にこれらの取組みを把握し、調査票に具体的に記載を

いたします。

続いて資料2の3ページ、中段をご覧ください。四角がこみの部分であります、ローマ数字でⅣとさせていただきます箇所です。続いての対応方針は指定管理者より提出される年次報告書により指定管理料の返還すべき額を把握することに対応するものでございます。ここでの対応方針は2つ書かせていただいております。

一つ目のポチの部分であります、月次報告書と同様、年次報告書に記載すべき事項について改めるものであります。年次報告書に記載すべき事項については、ポイントとなる部分といたしまして、エの管理経費の収支状況をまずご覧いただきたいと思っております。年次報告書に記載すべき事項として、② 指定管理料の返還金を新たに設けることといたします。また、ここでは、指定管理料の返還金の考え方として※以降の部分を書かせていただいております。事業の不実施などによって、当初見込んでいた経費が発生しないことから生じる指定管理料の剰余金については、原則、市に返還することになるため、それらの剰余金の額が返還金となります。ただし、事業不実施等によって生じた剰余金を活用して、利用者サービス向上のための修繕や、事業等を実施した場合には、当初算出した剰余金の額から修繕や事業等に活用した額を除いた額が返還金となると書かせていただいております。年次報告書に記載すべき事項のアの管理業務の実施状況、イの施設の利用状況、そして、4ページに記載しておりますオのその他の部分につきましては、月次報告書と同様、事業の不実施、夜間閉館等の実績を加えることに対応する部分、また、その他所要の整備に対応するものとなっております。

つづいて4ページに記載しております、2つ目の対応方針でございますが、新たな年次報告書の様式に関する内容となっております、新たな様式案は別紙の2となっております。年次報告書の新たな様式案でございますが、1の管理業務の実施状況においては、事業計画等で実施する予定であったが、実施できなかった事業等の実績を記載する欄、2の施設の利用状況においては、開館予定であったが、1日休館もしくは開館時間中に閉館した実績を記載する欄を新たに設けております。また、別紙の2の裏面の上段部分でございますが、指定管理料の返還金を記載する欄を設けております。

なお、年次報告書の新たな様式案においては、従来月次報告書と同一の様式であったことから、月次報告書で報告している内容を年次報告書においても1年間分報告するという作りになっていたことから、報告内容に関して月次と年次で重複するという課題がございましたので、これらの課題に対応するため、年次報告では、1年間を総括してコメントを記入いただけるようにすることや、実績等の報告については、1年間の件数のみを記載いただけるようにすることについても様式に反映させていただいているところであります。

続いて資料2の4ページにお戻りいただき、四角かこみの部分でございます。こちらの対応方針であります、ローマ数字のⅤとさせていただきますが、毎年度終了後に

実施する指定管理者による管理業務の総括評価をより効果的に実施することに対応するものでございます。ゴシック体で書かせていただいている記述部分になりますが、ここでは本日議題の1でご覧いただきました指定管理業務総括評価票に関する内容となっております。従来、これらの評価票については公募施設においては指定管理者が、また、非公募施設においては市が作成するものとしておりました。公募施設についても非公募施設と同様、市が日頃の月次報告書や定期実地調査の内容を検証した上で作成したほうが、チェック機能が高まりより効果的な評価が実施できると考え、公募施設についても市が評価票を作成することとし、総括評価票の様式につきましても公募施設と非公募施設で従来別々の様式となっていたものを、同一の様式に改訂させていただくものでございます。これらに対応するべく、指針の見直し箇所についての内容が4ページ下段から5ページ、さらには最後の6ページにかけて記載をさせていただいております。

また、総括評価票の様式の改訂案につきましては別紙の4となっております。

まず、総括評価票の作成について、公募施設も非公募施設も市が作成することに対応する部分として、4ページ下段の最後の1行から、5ページ上段の冒頭2行のアンダーラインを引いているところが改訂案となっております。また、こちらの改訂前については資料3の5ページ、中段部分となっております。資料の2、5ページの上から5行目以降では、※の標記をさせていただいているところが2か所ございます。公募施設の場合と非公募施設の場合と書かれているところでございます。こちらについては、毎年度終了後に実施する指定管理者による管理業務の総括評価の流れを記載させていただいております。公募施設と非公募施設のいずれも、まず市が行う内容では、市が、毎年度終了後、事業報告書の内容、実地調査の結果等を踏まえ、指定管理者による管理業務を指定管理業務総括評価票により評価することとし、なお書き以降では、従来、評価にあたっては必要に応じて指定管理者へのヒアリングや外部有識者の意見を聴くものとさせていただいておりましたが、今年度より本日の議題1のとおり、本指定管理者選定等委員会による総括評価票に対する意見聴取を実施させていただき、これらを外部評価の実施として記載させていただくこととしましたので、必要に応じて外部有識者の意見を聴くものとするという記載は除かせていただきました。

つづいて指定管理者が行う内容では、指定管理者は、毎年度終了後、市が行った総括評価について、今後の取り組み内容等を同評価票に記載し、市に提出するものとし、また以降の記述部分が改訂箇所となっております。公募施設の場合も非公募施設の場合も、まず選定時に「改善を要する点」として指摘された事項は、その改善の進捗状況を総括評価票の所定の欄に記載し、また、選定以降においても、指定期間中に本指定管理者選定等委員会により指摘された事項についてはその改善の進捗状況を総括評価票に記載することとしてまいりたいと思います。

また、本指定管理者選定等委員会による外部評価の実施に関する記述については、6ページ最後の部分のなお書き以降で改めて記載させていただくこととしております。なお書き以降の部分の記述でございますが、総括評価票による評価の結果については、指定管理者より提出される年次報告書を添付し、第三者チェックを受けるものとし、第三者チェックは指定管理者を選定した本指定管理者選定等委員会が行うとさせていただいております。本指定管理者選定等委員会による第三者チェックを受けたのち、市が報告書を作成し、指定管理者に対して通知するとともに、市のホームページ等に報告書を公表させていただくという流れでございます。なお、本指定管理者選定等委員会において第三者チェックを受けるにあたっては、指定管理者より提出される年次報告書を添付させていただいた方がチェックにあたってはより効果的であると考えてございます。本日これらの内容についてご承認いただけましたら、来年度より対応させていただきたいと思っております。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(藏田委員長)

ご説明ありがとうございました。

ご意見、ご感想、ご質問、お願いします。山本委員、お願いします。

(山本副委員長)

私から2点です。1点は、先ほど、最後におっしゃられた第三者チェックについて、この指定管理者選定等委員会が行うということで、こういう形で書くと、全部を毎年やらなければいけないという話になりませんか。時間的なことを含めそれはちょっと無理かと思っております。要は、チェックを受けましたという形で報告書を出すわけなので、こういう表記をすると、毎回、今回のことを全部の施設に対して毎年やるというふうにしか読めないで、それはいかななものなのかというところが1点です。

それから、別紙4の総括評価票については、評価基準と所管課のコメントだけという形になるので、この点についても、先ほどから各委員からお話が出ていたと思っておりますけれども、コメントだけではなく、要は、数字でも、ABCでもいいから、ある程度それができている、できてはいるけれど、それがどの程度できているのかというものが、数字、あるいはアルファベットでもいいですから、評価できる欄があった方が良く感じました。

(藏田委員長)

いかがでしょうか。

(事務局) (土井担当)

それでは、まず1点目の全施設に捉えられてしまうというところにつきましては、今回、報告対象施設については、限定的な施設を報告させていただいているというところでありますので、それらも含めて記述ができるように、再度検討させていただきたいと思っております。

(山本副委員長)

全部はやらなくていいということでしょうか。

(事務局) (安西行政改革推進室長補佐)

補足させていただきます。まず、今回、議題1で報告させていただいた仕立てを回しながらやっていくというスタイルを想定しております。ですから、それに即した記述に変えてまいります。具体的には、例えば、第三者機関である指定管理者選定等委員会議に対して、例えば報告をするとか、そのあたりの言葉を適切に表記してまいりたいと思っております。

あと、2点目のA B C Dというところですが、本日議題の1の中でも同様のご意見を多数頂戴してございます。具体的なスケジュールもあるのですが、今回の見直し内容を庁内の意思決定機関にこの後諮りまして、その後、来年度から動かしていくという流れになります。それに向けて、今ご提案いただいたA B C Dというところの視点については、委員ご指摘のとおりというところでもあります。

あとは、何をもちてAとするのか、Bとするのかというような、例えば指標設定を伴わせるのかどうかですとか、そのあたりの議論が少し必要であると感じたところでございますので、今回の見直しで入れられるかどうかは、検討次第ではありますが、ご意見としては承りたいと考えております。以上でございます。

(藏田委員長)

私からは2点あります。今の評価の対応として、今後のスケジュールもあると思うので、全て次に即反映できるかということは、議論があるということで承りましたけれども、現地調査しかり、評価、総括表、月次、年次もそうですけれども、先ほどの福祉政策課の方とのやりとりのようなことを共有化し、少しでも意識アップをしていかないと、評価としてはなかなか説明責任を果たすのは難しいと感じています。というのは、評価するというのは、想定された、これはやりますということを設定して、それに対してこの金額でやります、それはすばらしいことですねということを選んだわけであります。

ということは、本来であれば、2つあるということです。要は、設定された目標を達成できたかどうかということと、もう一つは、そこには書いていなかったことで、本当は全

て仕様なり協定の中に書き込まなければいけないわけですが、やってみる中で、例えば、もっとこういうふうにしてほしいということが出てきたとして、当初、自主事業については記載がなかったけれども、この利用状況の数字を見れば、より積極的にそれを図ってもらいたい、茅ヶ崎市の政策としてここまで目標を掲げるとすれば、それを達成するためには、もう一つ頑張ってもらいたいという、要は、民間で言うと、最低限クリアしなければいけない契約上の義務としての目標と、もう一つは、公共施設としてのあり方をよりよくしていくために望ましい目標として、これは達成してほしいと求めるものとの目標は2つあるということなんです。今の説明でも、指定管理者自己評価でも、その部分は明確になっていないと思います。なので、そこをまずしっかりと仕分ける必要がある。

仕分けるということと同時に、現状としては、その設定すらできていない。望ましい利用者は、公共施設の存続ということを考えてときに、最低限これくらいはやってもらいたいというふうに考える、それが利用者だけじゃないかもしれません。具体的な目標設定であればいいと思いますけれども、その最低限ここまでやってほしいという数値的な目標なり、設定ができていないというものが結構ある。だから、何となくできています、何となくやっていますという評価が通ってしまう。

なので、山本委員のご指摘とも絡むことですが、それらを第三者チェックするにしても、担当課として最低限達成してもらいたいこと、望ましくはここまでやってもらいたいという2つの目標をちゃんと設定すること。設定したものを書き込むこと、書き込ませることです。書き込めなければ、少なくとも枠をつくれれば書き込まなければいけないと思うわけです。書き込ませるにしても、実際には数値目標の設定ができていない。じゃ、それをしまししょうねというふうに進んでいくと思います。今のところ、明確な目標設定、KPIですね。KPIが設定できていない中で評価するというのは、かなり厳しいです。正直。それを何回やってもなかなか積み上がっていかないので、我々が指摘するにしても、最低限ここまでやってほしい、要は、レッドカード、イエローカードが出るようなものなのか、もっと望ましくはこうしてほしいという、よりよくしてもらおうためのコメントなのかというのも、そこも仕分けできなくなってしまうので、指標設定のところ、評価は目標設定に尽きるので、目標を設定させる。どういう形で設定するのか、その目標に対して、達成しているか、していないかで、まず大きく評価できると思います。簡単には、次の段階で、その目標設定ができていれば、その目標が正しいかどうかを動かしていくことができますし、新しい目標を加えるのであれば加えていくという段階になるので、その点、すぐに次の段階で評価はできないにしても、少なくともどこかの段階で担当課として仕様書に書いたものなのか、協定書に書いたものなのか、担当課として指定管理者に求めるものなのか、いずれにしても、どこかに担当課として書かせる目標を欄としてつくったほうがいい。そうすると、ようやく始まるかという感じがします。

なので、今のところ、目標が決まらない中でいい悪いをどう議論しても、これが目標なのか、全く目標すらないのかというところが、今、一緒くたになってしまっているのです、その点一番リアルであるのが現地調査という気がします。現地調査は恐らく、一番根拠となるものになるところにそれを書き込ませる欄をつくったほうがいいかと思います。目標設定をしっかりとするにあたって、その定義をどうするかというのを、ここで話した上でなのか、どうかかわからないですけれども、ちゃんと決めてマニュアルをつくって、それを伝えていくという作業をある程度しないと、恐らく1回、2回回したら限界がくると思います。こちら側がとてもこんな資料だけでは評価できませんとなってしまいうような気がするのです、その点は考えたほうがいいと思います。というのが1点目です。

2点目はちょっと質が違うことですが、返還のことについてです。これは池内さんにもご意見を伺いたいと思うことですが、業務目減り分について返還をするということについては、こう書いてある総論自体は全く問題ないと思います。例えば、イベントをやることに対して、1回10万円で10回やる予定だったのが、9回しかしなかったのに100万もらうのはおかしいでしょう。そのとおりです。例えば、開館予定についても、その時間をあらかじめ、営業しなかった分について目減りさせるというのは、そういう意味では説明としては理解しました。

一方で、1つちょっと気になったのは、先ほどの福祉政策課とのやりとりの中でもそこが根底にあったのですが、例えば、時給制の職員を雇っているのであれば、時間が減った分、減らすことができるはずですが。当然そういう形で割増し賃金もその分払わなくて済むことになります。

一方で、そうでない場合もあるわけです。今のストーリーとしては、営業時間が減れば、その分費用が減って、返還をするという前提に立っていると思います。一方で、日給で雇っている人に対して割増しを払います。割増し分はなくなるかもしれませんが、割増し分の25%である夜間はなくなるかもしれないですけれども、その分の人を減らすことができないのであれば、指定管理者にとってみれば酷なことかなと思います。

なので、その部分は提案の段階でどういうふうに人を雇いますということまで、とても申請は出させていないと思うので、妥当な金額をどういうふうに算出するのかというのは、ちょっと考えたほうがいいかと思います。そんなに頻発するとも思えないですけれども、人の特に賃金に絡むようなところについては、ちゃんとコンプライアンス上もしっかりと事業者にやってもらうという意味においても、どういうふうな対応にするのか、考えておいたほうがいいかと思います。外に出なかった分が払わずに済んだという明らかなものはそれでいいと思うのですが、目減りした分のところで人件費の部分は、減った分、減らない場合もあるという点が気になりました。以上です。

(池内委員)

賃金というのは、恐らくパートで雇っている方は時給だと思います。極端な場合は日給にされるとは思いますけれども、日給だと、今のように早く帰られても日給だから払わなければいけないですね。ですから、パートの方は大体時給にしておられると思います。そうすると、早く帰った場合、確かに賃金は払わなくていいということが起こります。

また、実際には賃金が減るというのを問題に感じる人もいます。働きたい時間も人によって異なり、時間を切られ不満に思う人もいると思います。人を雇うときは、1日と同時に、1週の労働時間が問題になります。それから、月の労働時間。この3つで全体の賃金が決まります。普通大体は固定になっているので残業時間が増えたら、それは別に払いますというやり方になってはいますが、パートの方は、そうじゃなくて、もともと短かったり、週に2回、3回の勤務であったり、そういう賃金のもらい方をしているため、予定している賃金が減らされるというようなことが不満として出てくる場合もございます。ただ、時間が短いならそれでもいいというのが大多数だとは思いますが、実際にはそういう問題がありますので、賃金に関わってくると、やや気を使う必要があるという気はします。

(山本副委員長)

今の閉館に伴うという話は、茅ヶ崎市の中の指定管理の中で一番多いのは貸館業務だと思います。先ほどの福祉会館やコミセンが挙げられますが、こちらに関しては、ほとんどというか、ほぼ全て時間という形で雇用しています。実際に全く利用がないというところに関しては、夜間1人で誰も利用者がいなくて、ただ受付にずっといてもらうということが、逆に防犯上も危ないというところもあります。実際に閉めているところもあるのが現状で、最初の予算でもらうときには、全部の時間を見込んだお金であり、最終的に精算をしてみると、その閉めた部分の人件費は浮いていることとなります。それを返してもらうということは、実情に合っているかと思います。あらかじめ予約がないところに関しては、一応、予約に関していつまでというところの規定があって、その日にちを過ぎて、それが無い部分に関しては閉める。ロビーなどでどんなときでも人が自由に入れますよというところは別にして、そうでないところに関しては、実際、経費節減という中でもそれを返していただくというのはいいし、今までもほかの貸館業務をしているところは、それが、逆に夜間の人を探すのが大変というところも結構あったと思います。ですから時給制でやっているところに関してはそれほど問題は生じないと思っています。

(池内委員)

閉館したら帰ってもらうよと労働契約上で自由にそれが動かせるよという契約を結んで

おくのが一番かと思います。そういうのをはっきりさせておけば問題はない。施設において、どの程度契約されているかというのはわからないので、微妙な問題になる可能性はあるかもしれません。労働契約書の中で労働時間についての条件を明確にしておく必要があります。それをやっていれば、お客さんが来ないから休館し、働く時間が減った分賃金を引いても契約上そうになっているわけだから問題はない。ただ、何時間という契約を結んでいると、帰ってくださいとなった場合、予定と違うというのが起こり得ます。

(事務局) (安西行政改革推進室長補佐)

ご意見ありがとうございます。山本委員に事務局のほうからご説明しようとした内容もかなりカバーしていただけたと思っております。ただ、お話としてはごもっともなところでもございますし、法人のほうでどこまで契約上担保しているかというところ、また、それを市でどこまで言っていけるかというところもございますが、まずはご意見としていただいて、なおかつ、施設属性によって、例えば、1つコミュニティセンターをとってみても、貸館の属性が非常に強いコミセンと、オープンスペースの属性が非常に強いところと差異はございます。また、閉館になじむ、なじまないもございますので、そのあたりを総合的に加味しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

(藏田委員長)

ほか、いかがでしょうか。

では、以上をもちまして審議を終えたいと思いますが、モニタリングに関する指針の見直しについては、特段、今の議論の中でも、これを修正するというものはなかったという理解でよろしいですね。それを踏まえて検討して、反映可能な範囲で反映をしていただくということでもよろしいですね。ということで、原案としては修正はなしとして、それに関する附帯意見として幾つか申し上げたことを踏まえてご検討いただき進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(池内委員)

今回ちょっと気になったのは、各施設の利用者にトラブルが起こった場合で、例えば利用者がけがをしたとか、従業員がけがをしたとか、そういった場合に、今の取扱いはどのようになっているのでしょうか。

実際に、例えば従業員なら、労働保険に入っていれば、労災というのが出るから、災害のほうは問題なく処理できますけれども、一般の利用者が階段から落ちてけがをしたとか、そういうことが起こった場合、市から見た指定者に対する管理や指導というののどのようになっているのでしょうか。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

市民活動中の場合等、保険というのは市全体として入っていて、対象になるかまでは把握はしきれておりませんので、その点については調べて、またお伝えします。

(池内委員)

利用者に対してそういう災害が起こったときにどうするんだというのが気になりました。それで思ったのが、事故が起こった場合の報告というのは、市にはどの程度の報告がきているのか。例えば、資料にある報告書の様式では件数を書くようになっていますけれども、例えば、事故の報告書とか、そういったものは出されるのでしょうか。

(事務局) (安西行政改革推進室長補佐)

指定管理者から市の施設所管課に対しては一定のものがあると認識はしておりますが、様式等が所管課によって異なるということもございます。

(池内委員)

労働者に事故が起こると、監督署に報告書を出さなければいけません。4日未満だったら何カ月かごとに何人いましたと出すだけですが、休業が4日以上になると、事故の状況だとか、全部細かく書いて、さらに図なども入れ、対応はどうしましたという報告書を監督署に出します。だから、大きな事故だったら、そういった報告書を監督署に出しているから、同じようなものを市にも提出してもらったほうがいいし、利用者の事故については状況を十分に把握し、再発防止に生かしていくことが必要であり、他の指定管理者とそれらを共有することも重要です。特に、利用者の災害、けがとか、そういったものが市の施設ですから、問題になると思います。そういったデータはしっかりと収集し、再発防止に生かしていくということを考えたほうがよいと思います。

(事務局) (青柳行政改革推進室長)

公の施設ですので、当然そういうところは日頃十分に対応できているとは思いますが、我々のほうで把握しきれていないこともありますので、その点把握した中で、資料にまとめて、情報提供させていただきます。ご意見ありがとうございます。

(藏田委員長)

ありがとうございました。

では、次の議題に移らせていただきます。

議題3「その他」事務局から何かありますでしょうか。

議題3「その他」

(事務局) (土井主任)

それでは事務局からご説明申し上げます。今年度の茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会につきましては、本日の会議をもって終了となります。委員のみなさまにおかれましては、1年間を通じて本市指定管理者制度の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございました。来年度、平成30年度における本委員会の開催スケジュール等につきましては、現在事務局におきまして検討・調整を行っております。詳細等が決まりましたら、またご連絡等をさせていただきますので、よろしくお願いたします。事務局からは以上です。

(藏田委員長)

委員の皆様から他に何かありますか。

=なし=

特に無いようですので、これをもちまして第6回茅ヶ崎市指定管理者選定等委員会を終了いたします。お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。

委員長署名 藏田 幸三

委員署名 山本 裕子